

平成 20 年度財務監査(4) (建築工事) 監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 20 年度財務監査(4)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 20 年 8 月 21 日

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 20 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 20 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、的確かつ安全に行われているか等について実施をした。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 学校敷地内で、工事場所が別に区画され、安全な学校運営が行えるよう管理されているか。

イ 設計図書にそって、適正、的確に施工されているか。

(4) 監査対象工事

ア 練馬区立谷原小学校校舎耐震補強工事 [練馬区谷原二丁目 9 番]

イ 練馬区立北町小学校北棟校舎耐震補強およびその他工事

練馬区立北町小学校北棟校舎耐震補強およびその他電気設備工事

[練馬区北町一丁目 14 番]

(5) 監査対象部課

総務部 施設管理課

2 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。

なお、工事施工期間中における休日等の取り扱いおよび工事関係での諸手続について、一部適切でない事務処理があったので指導した。